

# 登録更新マニュアル

(引取業者・フロン類回収業者・解体業者・破砕業者)

自動車リサイクル法における引取業・フロン類回収業・解体業・破砕業の自治体登録・許可は、5年毎に更新が必要です。

事業を継続する場合は、自治体へ登録・許可更新した後、自動車リサイクルシステムでの登録更新も必要となります。

以下1.~2.の手順でシステムの更新を行ってください。

1. 満了日が近づくと、電子マニフェストシステムのメニュー選択画面に「更新申請期間が近づいています。」というメッセージが表示されます。

①のメッセージが表示されたら、まずは所管自治体の窓口へ更新申請をしてください。自治体への更新申請をせず、満了日を過ぎてしまうと、登録が失効してしまいます。

※ ①のメッセージは、**引取・フロン類回収工程は、満了日の3ヵ月前から2ヵ月前まで**  
**解体・破砕工程は、満了日の5ヵ月前から3ヵ月前まで**表示されます。

引取工程 > メニュー選択 (JPRS1000)

The screenshot shows the JPRS1000 menu selection screen. At the top right, there are buttons for 'ログアウト' (Logout), '画面印刷' (Print Screen), and 'ヘルプ' (Help). Below these is a header area with a table containing business information: '事業所コード' (123456780102), '事業者/事業所名' (999社 ○△□自動車), 'ステータス' (通常), and '登録満了日' (2019/09/03). A red circle with the number '1' is placed over the '事業者/事業所名' field. Below the header is a blue warning banner with the text: '■引取業の更新申請期間が近づいています。' (The update application period for the removal business is approaching). Below the banner are two yellow buttons: '業の更新について' (About business update) and '自治体連絡先一覧' (List of local government contact information). Below the banner is a section titled '1. 電子マニフェストによる移動報告' (Movement report by electronic manifest), which contains four sub-items: 1.1 '引渡報告' (Transfer report) for 'フロン類回収業者への使用済自動車の引渡報告' (Transfer report of used vehicles to fluorine-type recycling businesses), 1.2 '確定済車台' (Confirmed vehicle units) for the same category, 1.3 '引渡報告' (Transfer report) for '解体業者への使用済自動車の引渡報告' (Transfer report of used vehicles to dismantling businesses), and 1.4 '確定済車台' (Confirmed vehicle units) for the same category. Below this is a section titled '2. 状況の表示(確認通知)' (Status display (confirmation notification)), which contains two sub-items: 2.1 '確認通知' (Confirmation notification) for 'フロン類回収業者への引渡報告の未実施確認通知はありません。' (No confirmation notification for non-implementation of transfer reports to fluorine-type recycling businesses), and 2.3 '確認通知' (Confirmation notification) for '解体業者への引取報告の未実施確認通知はありません。' (No confirmation notification for non-implementation of removal reports to dismantling businesses).

2. 満了日の2か月以内(解体・破碎は3か月以内)になると、メッセージは②に変わります。

更新手続きをする場合は、③の「更新申請済」ボタンをクリックしてください。

事業所コード	123456780102'	事業者/事業所名	999社 ○△□自動車
ステータス	通常	確認・変更	
登録満了日	2019/08/17		

■引取業の更新申請期間に入りました。業を継続する場合は、更新手続きを行ってください。

業の更新について必要な手続きが分からない場合は、右のボタンを押して内容を確認してください。

自治体への引取業の更新手続きについては、右のボタンを押して管轄自治体にお問い合わせください。

【重要】必要な書類を全て管轄自治体に提出したら、右のボタンを押してください。

業の更新について

自治体連絡先一覧

更新申請済

規約・約款を確認するメッセージが表示されるので、規約・約款を最後までスクロールし、④の「同意します」をクリックします。

**注 意**

所管自治体へ引取業の登録の更新申請を間違いなく行いましたか？  
貴社が『更新申請済』ボタンを押した情報は、所管自治体へ伝えられます。  
このため、所管自治体へ登録の更新申請を行っていないにも関わらず虚偽でこのボタンを押した場合、行政により指導・処分されることがあります。

また、この電子マニフェストシステムを継続して使用するには、以下の規約・約款に同意いただく必要があります。

使用済自動車再資源化預託金等の預託に必要な業務等に関する委託基本約款

上記の内容に同意し、処理を続行しますか？  
(規約・約款を最後までスクロールして内容を確認してください)

同意しません

同意します

「更新申請済ボタンを押したことを確認しました。」のメッセージが表示されます。

■更新申請済ボタンを押したことを確認しました。

登録満了日の更新は、自治体の各種確認が完了した日の翌日に行われます。  
更新申請済ボタンを押したにも関わらず引取報告ができない場合には、管轄自治体にお問い合わせください。

自治体連絡先一覧

### 注意

#### 1) 複数工程の更新

自治体へ複数工程(引取・フロン・解体・破碎)更新申請した場合、システム登録も工程ごとに更新する必要があります。

#### 2) 複数事業所の更新

同じ自治体管内に複数の事業所がある場合、一つの事業所で更新申請が完了すれば、管内全ての事業所のシステム更新申請が完了します。

所管自治体が異なる場合、所管自治体ごとにシステム更新申請が必要です。

3. 満了日を過ぎてしまうと、メッセージは⑤に変わり、ステータス欄に「失効」が表示されます。  
 新たな車台の引取報告はできませんので、画面の指示に従って⑥「失効時の手続き」を確認してください。  
 満了日前に管轄自治体に必要書類を提出していた場合は、⑦「期限内に更新申請済」を押してください。

事業所コード	423456780102	事業者/事業所名	999 ○△□自動車
ステータス	失効	確認・変更	
登録満了日	2019/02/19		

■引取業が失効しています。新たな車台の引取報告はできません。

【重要】業を継続する場合は、右のボタンを押して必要な手続きを確認してください。

自治体への引取業の更新手続きについては、右のボタンを押して管轄自治体にお問い合わせください。

登録満了日前に管轄自治体に必要書類を提出していた場合に限り、右のボタンを押してください。

1. 電子マニフェストによる移動報告



「更新申請済ボタンを押したことを確認しました。」のメッセージが表示されます。

事業所コード	423456780102	事業者/事業所名	999 ○△□自動車
ステータス	失効	確認・変更	
登録満了日	2019/02/11		

■更新申請済ボタンを押したことを確認しました。

登録満了日の更新は、自治体の各種確認が完了した日の翌日に行われます。  
 更新申請済ボタンを押したにも関わらず引取報告ができない場合には、管轄自治体にお問い合わせください。

1. 電子マニフェストによる移動報告

4. ステータス欄が「廃業」と表示されている場合は、自治体および電子マニフェストシステムに「新規登録」を行う必要があります。  
 所管の自治体に登録・許可申請を行ったのち、電子マニフェストシステムへ登録をしてください。

引取工程 > メニュー選択 (JPRS1000)

ログアウト 画面印刷 ヘルプ

事業所コード	423456780102	事業者/事業所名	999社 ○△□自動車
ステータス	廃業	確認・変更	
登録満了日	2019/08/11		

■引取業は廃業ステータスになっています。新たな車台の引取報告はできません。

業を再開する場合は新規登録が必要です。詳細は管轄自治体にお問い合わせください。

1. 電子マニフェストによる移動報告